

島田市立総合医療センター セカンド・オピニオン外来のご案内

(1) セカンド・オピニオン外来の目的

セカンド・オピニオンとは、現在の自分の病状や治療内容、今後の治療方針について、今治療を受けている医師以外の医師の意見・判断を求めて、患者様が納得して治療を受けるための判断材料としていただくためのものです。それには必ず主治医の診療情報提供書（紹介状）及び検査結果・レントゲンフィルム等の資料が必要です。また、ご提出していただいた資料により判断をすることになりますので、新たな検査や治療は行いません。

※転医・転院の相談は受付いたしません。最初から転医・転院をご希望の場合は、当院の一般外来を受診してください。

(2) 相談の対象となる方

患者様ご本人またはご家族の方。

ご家族の場合、原則として相談同意書が必要になります。

なお、患者様が未成年の場合や成年でも同意が得られない状態にある場合には、続柄を確認できる書類（例えば健康保険証など）をお持ちください。

(3) 相談が受けられないケース

1. ご本人とご家族以外の相談。
ご家族だけの場合は、原則として相談同意書をお持ちください。
2. 主治医に対する不満、転医・転院希望、医療費、医療事故に関する相談。
3. 主治医の先生からの紹介状及び相談に必要な検査データ等の資料を持参されない場合。

※担当診療科の部長が予め申込書の内容を確認し、内容によってはお断りする場合がございますのでご了承ください。

(4) 相談時間及び料金

1. 相談は完全予約制です。
2. セカンド・オピニオン外来は自由診療となります。健康保険は使えませんのでご注意ください。
3. 相談を担当する医師は、専門性を考慮して各診療科の科部長もしくは医長クラスの医師が対応いたします。
4. 1時間以内（報告書作成時間20分程度を含む） 11,000円
延長15分ごと2,750円加算

(5) 相談の申し込み手続き

- 【1】 お電話、FAXによりお申し込みを受け付けております。
- 【2】 a) お電話で概略をうかがった場合、以下の書類をお送りいたします。
 - ①セカンド・オピニオン外来のご案内（本紙）
 - ②セカンド・オピニオン申込書
 - ③相談同意書b) ホームページをご覧の方は、書類をダウンロード・印刷してご利用ください。
- 【3】 申込書と主治医の紹介状（診療情報提供書）を地域医療支援センター宛に郵送またはFAXでお送りください。
- 【4】 申込書が届きましたら、担当医、予約日・予約時間などの詳細を決め、患者様宛に文書と電話でご連絡いたします。

注）FAXで申込書を送付する場合は、十分宛先をご確認のうえ送付してください。

(6) 相談に際して必要なもの

- 1. 主治医の先生が作成された紹介状（診療情報提供書）
- 2. できるかぎりの検査資料をお借りしてお持ちください。
 - ・ 血液検査の結果
 - ・ 超音波検査の結果と画像
 - ・ レントゲン検査、MRI検査、CT検査の実物フィルム
 - ・ 生理検査・病理検査の報告書

など

⇒⇒紹介状及び検査資料をご提出いただけない場合は受付できない場合があります。

- 3. ご家族の場合は、「相談同意書」をお持ちください。
患者様が未成年の場合は、ご相談者との続柄を示す書類（たとえば健康保険証など）をお持ちください。

(7) セカンド・オピニオン外来を受け付けする7科（令和元年10月1日現在）

- ・ 脳神経外科
「特に、未破裂脳動脈瘤の手術適応、脳腫瘍の治療選択、血管内治療の適応、脊椎・脊髄疾患の手術適応など」
- ・ 循環器内科
「循環器疾患全般(虚血性心疾患、心不全、不整脈)、閉塞性動脈硬化症、肺塞栓症、深部静脈血栓症など」
- ・ 外科

- ・呼吸器外科
- ・消化器内科
- ・泌尿器科
- ・形成外科

(8) 問い合わせ・申し込み先

〒427-8502 静岡県島田市野田1200-5
島田市立総合医療センター 地域医療支援センター
TEL 0547-35-2111 (代) FAX 0547-35-2882
受付時間 月～金(祝祭日を除く) 8:30～17:00